

⑭『論註』『八番問答』について』の発表文Ⅱ

弘保廣志

（一）はじめに

今回の九州班の私の学習結果は、別掲「『往生論註』八番問答について」としてまとめています。

以上での論考は、発表としては少々長いので、さらにまとめて、学習結果の概要として以下の論点を示しておきます。時間の関係で項目だけを読み上げ、網掛け部分は読みません。

1、「八番問答」は、『論註』『総説分』での御自身の「回向文」及び「総結文」である。

曇鸞の「八番問答」は、『無量寿経優婆塞持戒生偈』の「無量寿修多羅章句、我以偈誦惣説竟」という所謂「総結文」の直後に「問曰」で始まる質疑応答文を掲げ、自身の「総結文」としている。

2、「八番問答」での思想内容 について。

内容的には、「我作論説偈願見弥陀仏、普共諸衆生往生安樂国」という所謂、「回向文」の「普共種衆生」の文での思想が、「示現觀彼安樂世界、見阿弥陀仏願生彼国」・「善男子・善女人、修五念門行成就、畢竟得生安樂国土」、すなわち、「彼の安樂世界を觀、阿弥陀仏を見奉ることを示し現し」、「善男子・善女人」という「衆生」が、「修五念門行」を「回向」され、「安樂国土」に「畢竟得生」する」というように、「觀を起こさしめ、信を生じさせる」という「解義分」で展開する思念の中、「善男子・善女人」と表された「衆生」の「往生」を、魏訳『無量寿経』での「本願成就文」と、『仏説觀無量寿経』『散善義』中「第十六觀下輩生相下品下生」を参照吟味し、『大經』『本願』が除いた「唯除の衆生」と『觀經』『下品下生相』の存在を強調し、その「往生」について検討・考察した。結果、「五逆」は「一念・十念往生」し「十二大劫を経て花開く」とするも、「誹謗正法」は「往生できない」・「往生しない」という思念を展開した。

3、曇鸞がこのような思念を持ったのはなぜか、

曇鸞はまず、仏教者として、龍樹の思念の、「阿毗跋致」を求めることが人生の目的であるが、「五濁の世・無仏の時」の時代社会においては、実現は難しく、かつての世の仏（今は無仏だから）の「回向」を受け取り、「信心」が敷衍され現わされなければ、「清浄仏国土」は「莊嚴」実現され得ない。とする説を継承した。

そして、「五濁の世・無仏の時」の具体的な認識を、「題号釈」で「此の国にはもともと仏不在の世」である。また、「讃嘆門」の解釋で「此の国の衆生はなぜ仏の光を蒙ることがないのか」と示し、北魏のある時の現状に見た。

さらに、「題号釈」において、「経は常なり、いうところは、安樂国土の仏及び菩薩清浄莊嚴功德・国土清浄莊嚴功德は能く衆生のために大饒益を作す。」すなわち、『無量寿経』は衆生の為に大きな利益をもたらす経である。また、「菩提はこれ仏道の名であ

る。薩埵は、あるいは、衆生という。或いは、仏道を求めるに勇健と云う。衆生勇猛で健志がある故に、菩提薩埵と云うのである」という説における認識は、「国家建設」における、国造り・人造りの思想の基礎である。この思想を解釈「回向」することで、北魏の「国土莊嚴」に寄与したい。すなわち、「往生淨土」の「願心」を得、他に得さしめたいと思ったからである。と窺いました。

- 4、「八番問答」では、「実相」、あるいは、事実・現実が明らかに説かれていません。それはなぜか。

「作願門」での問答に「大乘經論中処々に説く」として「衆生畢竟無生如虚空」の見解を出し、この見解に二つあるとしています。

一つは、凡夫の所見の「実の生死」は「亀の甲羅に毛あり」と云うような妄言になる。「凡夫」と言われる者の認識は認識方法的に「遍計所執・依他起」であり「円成実」ではなく真実ではない。

二つには、「現実相」は「無生無滅」である。つまり、「空」であり、「因縁所生で、移りかわってゆくものである。だから、個々の現実流動的で千差万別であり、固定的概念では規定できないことになる。と云っているのです。

また、古代中国で、為政者、皇帝は絶大な権力を持ち、人間の「生殺与奪」を思いのままにする力を奮っていたので、思想・言論に自由がなかったのです。

以上の理由から、曇鸞は『大経』『観経』を引用し、北魏の一時代と衆生とを本質論的に述べたのである。ということだと窺いました。

- 5、曇鸞のこの意思を汲み取り、曇鸞が認識し生きた時代での「衆生」の「実の生死」を、歴史書『魏書』の記述に求め、北魏の一時代における、「衆生義」の歴史的意義を、皇帝・役人・反乱者・僧・民衆に窺い、「現象論」としてこれらを検討・考察し、「本質論」に対照した。

- 6、「誹謗正法」の者の「拯い」

この者の拯いは、『観経』での「下品下生」の存在を認識自覚の上、「善知識」を得、「本願第十五願」・「第二十二願」・「東方偈」の解説を聞くことにおいて、「念仏」する意志が与えられ、「清浄仏国土」の「莊嚴」を説き讃嘆し実現しようとするにある。と説いている。と窺った。

要するに、曇鸞は『十住毘婆沙論』を基にして、「衆生」人間の生きる目的を「無上正真道」に入ることと定め、「衆生」はどのような存在なのか。また、これらの衆生はどのようにして往生するのか。ということ『浄土論』『無量寿経』『観無量寿経』によって解説し、顕かにしたのだと窺いました。

以上が、今回の学習結果の概要です。

本日は以上の概要から、「誹謗正法」とは何者。この者の往生はどうなっているの。と論点を絞って、時間の許す限り発表したいと思います。

(一)「誹謗正法」の者

1、曇鸞が説いた説と説いていない説

さて、「誹謗正法」について、曇鸞はどう云っているか窺います。

- ① 「八番問答」の第四番目の問いに「何等相、是誹謗正法」とあります。この問いと答えに「誹謗正法」の意味が窺えるでしょう。

ここでは、「もしは」と仮定してのこととして、「仏無し、仏の法無し、菩薩の法無しと言う」ことである。としています。また、以上の見解を、「もしも、自らの心に（理）解し、もしは、他に従ってその心を受け取って決定するようなことがあれば、皆これを誹謗正法と名付ける」と云っています。「若しも」なのです。そうあっちゃいかんという事でしょう・

この文によると、「誹謗」とは、たんに、「非難し、さげすむ」ことではなく、「無い」ということであるとしています。「無い」と云うことは、批判する、無視する、という意味を超えています。「有る」から、批判し無視できるのです。「無い」というのは、抹殺された状態、意識に上らない状態を云っていると考えられます。

「仏・仏法・菩薩法」が意識上に上らない程無縁だという事です。

曇鸞は「此の国は本無仏」と表現しています、

「正法」というのは「仏・仏の法・菩薩の法」と云っています。「仏・菩薩の正義」であり、仏・菩薩以外の何者の正義でもないという事でしょう。

- ② 次に「誹謗正法」は曇鸞個人においてどのような存在なのか窺います。

曇鸞は、『無量寿経優婆提舍願生偈』の題の意味を紐解き、翻訳するに際して、「重ねて梵音を釈す。優婆提舍の語を正しく翻訳する言葉がこの国にはない。」と云い、「讃嘆門」での問いに「この国の衆生はなぜ光照を蒙むらないのか。」と云っています。

此の国には「仏も仏法も無い」とは、仏の言葉を表す言語文化、つまり、仏法思想がない。また、仏の恩恵に預かっていない。これは、中国は、諸師百科思想・儒教・道教などの「経」、教えによって、動き治められていた国である。ということの意味しています。動乱の中に在っては、皇帝を仏と称する事は無い。まして、廃仏は、有るものを無きものにした行為である。また、心に、仏が無く、仏法・菩薩の法がない状態をも「誹謗」というのである。としているのでありましょう。すなわち、仏法による治世が為されていないと云っていることになります。さらに、国家元首・国政を批判していることになります。

- ③ では、曇鸞が説いていない具体的な「無仏の国」、「五逆・誹謗正法」とはどのような国情でどんな「衆生」だったのでしょうか。

曇鸞生存前後の時代の情勢を『ウイキペディア』中国史・「伝」・歴史書『魏書』を取り扱った論文に求めます。

『ウイキペディア』によると、曇鸞大師（476～542 不詳）は、北魏（386～535）の第六代、孝文帝、（471～499）から第十四代、孝武帝（532～534）次の齊の国ま

での時代を生きたとされています

魏国では、初代・二代の皇帝の時代では仏教が国教とされ国政の基と採用されました。この時代、仏は、皇帝と同義であるとされてもいました。

しかし、春本秀雄「『魏書』 釈老志における北後の廃仏について」における『魏書』の記述によると、第三代皇帝太武帝の時代、仏教は、国の反乱者と結託していると見られ、全国の寺院は破壊され、僧・尼僧は虐殺されたとされています。受難の現実が繰り広げられたようです。中国史によると、その後、北魏での仏教は、四代皇帝によって再興され、六代皇帝の時代は最盛の一時期であったとされています。

曇鸞は、仏教が廃止され、無仏・無仏法の国であった、太武帝の時代を意識したのでであると窺えます。

また、実際にそのような国にさせた者は、為政者だけではなく、反乱者・民衆であり、これらをも含めて「誹謗正法」と云った。また、他からの教説で、「無仏・無仏法」と認識し、意志を固めることも「誹謗正法」だとしていると窺いました。

要するに、北魏の国において、「誹謗正法」は国家反逆の者であるとともに、為政者、また、容易に煽動された民衆が「誹謗正法」の者だという指摘であり、この様に説く者をも「誹謗正法」と云うとしているのではないのでしょうか。いかなる場合でも、国家元首を批判するのは「誹謗」である。との真摯な認識なのでしょう。

④「誹謗正法」はなぜ生まれ、誹謗するのか。

思うに、「誹謗正法」は、「正しい法」をそしり、けなすのではない。謗る本人は、「正しい法」ではないと思い考えているのである。「正しさ」の更新を図って異論をとえるのであろう。例えば、ギリシャ時代、地球は平板状ではなく球体であると認識され始めた。一説によると、ソクラテスが、月に映る地球の影を観て地球は丸いのではないかと云ったそうなんです。また、15世紀中世欧州イタリア、コペルニクスの場合の、「正・邪」は最極端の説であった。地球は太陽の周りを公転している。という「地動説」が称えられたのである。また、この思惟は、18世紀ドイツ哲学、カントに受け継がれ、コペルニクスの転回と表現される観念が提唱された。しかしこれは、世間でのことである。「世間」では「絶対真実」なるものはない。いかに経験を尽くし、論理を尽くしたところで、条件項を設定しなければ成立しない真理なのです。と考えられていて、時に真逆の事が「真理」になるのである。これは学問・科学の世界でのことである。政治の世界でも、国家論・国体論は多様で政治では独裁主義と民主主義があり、相争つてもいる。また、紀元前後ギリシャ、プラトンの『国家篇』、キケロの『国家論』、16世紀イタリア、マキャベリによる「君主論」、18世紀イギリス、アダム・スミスによる『富国論』、また、19世紀ドイツ、マルクスの『資本論』などなど、が現存国家に改良を加え、或いは変革を加える、さらに革命を示唆することが行われてきた。これは、時の「正法」を誹謗した事実であろう。現代の安定した世界では、「法」の改変は衆多の人々の代表の会議、合議、多数決。国民投票

によって行われている。ここではそれぞれの立場でよりよく暮らすための約束・施策が決められている。合法的な、非難・誹謗というより、建設的な批判・批評で、「義を觀てせざるは信なきなり」であり、「誹法」はある意味「願生浄土」の意欲なのである。

他面、「誹法」の心根には「人間の性」によるものが在る。これについては別時に考える。

⑤「仏・仏法・菩薩法」は有る。と「誹謗」しない思念はどういうことなのでしょうか。

結論だけを述べますと。私は、『無量寿経』が敷衍されていることだと考えています。

『無量寿経』は、「仏」が説いた真実の教で、菩薩に還った仏が、「本願」という、国造りの所信を述べ実現することを誓った物語、また、「清浄仏国」が「莊嚴」されて往くことが説かれており、この教説が、国政の根幹となっていること、すなわち、この経が実現莊嚴されていることが、「仏・仏法・菩薩法」がある状態だと受け取っています。

要するに、「仏法・菩薩法」というものは、仏国の決まりであり、「唯除」というある意味、懲罰を付した約束で、この集団にいて、集団の恩恵にあずかる者は守らなければならないものなのでしょう。しかし、「無仏国」での為政者が封建的で圧政を強いた場合、民衆は「自由・平等・博愛」等を掲げ反乱を起こし、逆に為政者が始末されました。

今日の日本では、ルイ 14 世のようにギロチンに処せられることはなく、選挙によって代表者が間接的に選ばれます。どこかの国では、これまでの全ての為政者が弾劾されています。権力の濫用から私服を肥やすことにつながる行為が行われたという事のように。「正義」は「為政者の正義」と「官僚の正義」・「民衆の正義」があるようです。しかし、世間は全て虚偽であり「仏の正義」のみが真実であるという事です。

2, 「除かれた」者の往生

『論註』『八番問答』において、「除かれた者」の往生は『大経』『本願成就文』、『觀經』『下品下生相』が引用され検討されています。ここでは、「五逆」は一応救われるようですが、「誹謗正法」の者は当面、仏の救いから除かれています。この者は永遠に救われないのでしょうか。このことを窺います。

① 曇鸞引用の『大経』における「本願成就文」

仏告阿難 十方恒河沙諸仏如来 皆共に称嘆 無量寿佛 威神功德 不可思議
諸有衆生 聞其名号 信心歡喜 乃至一念 至心廻向 願生彼国 即得往生
住不退転 唯除五逆 誹謗正法

「本願成就文」において、「衆生」は、「十方」に在にます「諸仏」方皆さんが「称嘆」される、「其名号」を聞いて「信心歡喜 乃至一念 至心廻向 願生彼国」の

心を得、「その時に往生を得、不退転に住す」とあり、これが示現した。とする文で
あります。したがって、「諸有衆生」は救われています。

しかし、「五逆と誹謗正法」は唯除く。とされています。

② 本願が除く者とその救い

本願で除かれた者は、「五逆」と「誹謗正法」と記されています。歴史的には「廃
仏」を行った為政者、また、行わせた「反逆者」また、煽動された「民衆」、及び、
かくいう者を云ったのでしょう。

これらの者は、『大経』「四十八願文」において「除」の語によって、「除かれた者」
として表されています。この者の救いは無いのでしょうか。

「五逆」の拯いについては公然と説かれていると思いますが、「誹謗正法」の者の
拯いは表面的には説かれていません。あくまでも「拯わない」とされているよう
です。

しかし、「仏意」は、最終的にはどのような者をも拯うはずではないでしょうか。釈
迦仏は最後に『涅槃経』を説きます。そこに「難治の機」の救済が説かれています。
そこで説かれる「阿闍世」は、「誹謗正法」から生まれた「五逆」の者なのでしょう
が、「誹謗正法」もここに入るのではないのでしょうか。

では、「誹謗正法」の者の拯いは、どのように受け取ったらよいのでしょうか。

私は、「獲得」されるべきものとして密かに説かれていると受け取るのです。こ
こに「顕・彰隠密」の義があるかないかの議論に出会ったことはありませんが、「誹謗
正法」の者は『大経』「四十八願文」で密かに拯われていると窺いたいのです。「誹謗正
法」の拯いは獲得されるべきものとして説かれていると窺ったのです。

③、さて、『無量寿経』「四十八願文」で「除」の語は、どの様に使用されているのでしょうか。

「願文」を見てみますと、第十八願以外に、第十五願・第二十二願で使用されて
います。また、「東方偈」の直後の文にも使用されています。以下掲げましょう。

第十五願

国中人天 寿命無能限量 除其本願 脩短自在

第二十二願

他方仏土 諸菩薩衆 来生我国 究竟必至 一生補処
除其本願 自在所化 為衆生故 被弘誓鎧 積累徳本
度脱一切 遊諸仏国 修菩薩行 供養十方 諸仏如来
開花恒沙 無量衆生 使立無上 正真之道 超出常倫
諸地之行 現前修習 普賢之徳

『東方偈』直後の文

仏告阿難 彼国菩薩 皆當究竟 一生補処 除其本願 為衆生故
以弘誓功德 而自莊嚴 普欲度脱 一切衆生

以上三箇所に「除」の語があります。「除」の語はいずれも、「除其本願」として使

用されています。「その本願有りて」云々とあります。「正法」を「誹謗」する人よ、あなたに「仏の本願」はあるのですか。ということです。

③ 本願が当面除く者の拯い

また、云々の内容は、第十五願においては、（浄土での）命（存在期間）の限量が無く、その（期間の）長短は自在である、（いつでも出たり入ったりできる）

つまり、場に執着が無いという事でしょう。今・ここは大切な場ですが、ここにこだわってはいないということでしょう。

第二十二願においては、④、自在に衆生を教化する者に為れる。㊥、弘誓の鎧を被り徳の本を積累し全てを度脱させ、㊦、もろもろの仏国に遊学し、菩薩行を修し、十方の諸仏如来を供養し、無数の花を開花する。㊧、無量の衆生を無上正真道に立たせ㊨常倫に超出し諸地の行を現前し、㊩、普賢の徳を修習す。と、六種の実現項目が立てられ、この功德を逮得していれば、我が国を否定し、ご自分の国を創られて結構ですよ。我が国に往生することから除いてあげますよ。とも窥えます。

さらに、『東方偈』直後の文では、彼の国から来生している菩薩方は皆まさに一生補処を究竟するでしょう。しかし、衆生の為に本願があって、弘誓の功德を以て、自らを莊嚴し、普く一切の衆生を度脱したいと思う者は除いてあげます。との仏意であろう。

「除かれる者」の要件は相当に厳しい。と云えるのではないのでしょうか。「丈夫志幹」でない者が任に堪え得るようには思えません。「信方便の易行」にたよらざるをえず、「念我称名自帰」ということを受け取ることになるのでしょうか。

ここに、「唯除」の者の拯いがある。使命を受け取ることになるのです。「除かれた者」は、ある意味、密かなる使命に生きる者になるのです。この者は、本国に籍はあったとしても、他国にあって、あらゆる苦難の中、使命を果たそうとするのです。しかも、救いはないことを甘受しているのです。こういう者を「唯除の者」と言うのではないのでしょうか。

価値が転換された言説の中に、本願の救いがあるのです。本願を疑う者にこそ本願の救いはある。というような不思議な救済観が説かれていると受け取るのです。「救われない者が救われる。」これが「難思議往生」と言われることだと窥いました。

(三) おわりに

以上曇鸞の『論註』を北魏の国情との関連において学習し、また、曇鸞の解釋、すなわち、「普共諸衆生」の「衆生」を『大經』『本願成就文』及び、『觀經』『下品下生相』において観ること。を検証し、また、「往生」しないとされる「誹謗正法」の「往生」を窺ってまいりました。

ある意味、月の半面を観るような思いでありました。月は地球の全ての人に半面だけを見せています。公転はしていますが自転していないのです。ですから、地球上からは常に半面しか見えないのです。仏教でもそういう場合があるのを否定できないと

思います。「顕・彰隠密」ということがあって、「隠密」があり、「彰」することで「信知」されるのです。『教行信証』『信卷』での一つの課題である、「問不具足・信不具足」の問題でもあると思います。「半偈を聞きて半偈を聞かず」とも云われています。場面・領域が違うとの異論もあろうかとも思いますが、「本質論」だけでは抽象的で具体性に欠けます。「現象論」だけでは普遍性を欠くことになります。思想は現実世界を抜きにしては語れません。曇鸞は光明が無碍でない現実を観ることを示唆しました。

「この間は本無仏」と云い、「此の間の衆生は何を以て光照を蒙むらないのか。光が照らさない所があるのにどうして障礙あることなしとされているのか」とある意味悲痛な叫びをあげています、この問いに曇鸞の原点が有り、存在の基本があると思うのです。この意味から、曇鸞も「実存者」であったのです。「不条理」の中を決断して生きて往かざるを得ない者達の一人なのです。「此の間」は北魏第三代皇帝太武帝の時代を云っているのは自明で、この時代に「仏の光」は無い。との認識が曇鸞の出発点なのです。寺院は破壊され、僧・僧尼は還俗・虐殺され、仏書は焼き尽くされた現実の前では、ここには「仏も菩薩も君子」もあったものではない。と思うのは自然の理でしょう。

この現実を引き起こした者の名を「五逆・誹謗正法」というのです。

「五逆」は「懺悔」の可能性はあるでしょうが、「誹謗正法」に「拯い」はありません。「確信犯」だからです。「確信犯」に「懺悔」はありません。「懺悔」無き者に救いは無いのです。

「小鳥遊」は「たかなし」と読みます。鷹のことは一切記されてはいません。小鳥が遊ぶことを表わし、その原因を想念させ読み取らせるのです。表記されている文字に執着すると、意味が受け取れないということがあるのではないのでしょうか。

さて、「誹謗正法」の者がもし拯いを求めるならば、自ら獲得しなければなりません。この世に於ける、正しい・適切な仏国土の莊嚴の意欲と実践を身に着けることが唯一の救いなのです。あなたの思念する国土に誤りはないのですか。あなたの抱く理想国家像を支える理念は、国の現状を客観的に正しく把握し、人々の意向をもくみ取ったものですか。『無量寿経』で説く、「法蔵菩薩」の所信である「本願」に比べることが出来るほどのものですか。と問われるのでしょうか。

曇鸞は「救われざる者」との自覚を持ち、釈迦・龍樹・天親の教示に依って、「浄土」すなわち、「彼の諸智土」に「往生」し「奢摩多・毗婆沙那・方便力」を逮得し、「園林に遊戯」しよう。と導いているのです。その基本として、問答を施し、以下「偈義分」を拝読する立ち位置を示したのではないのでしょうか。現代的には、人類の救いは、人類自らが引き起こした現実「自らの罪」と「他の運命に対する限りない共感」を持ち、自らの救いの行為として、持続可能な開発の完成、すなわち、本願の成就にコミットする所にあると思うのです。

南無阿弥陀仏

はじめに

宇山光成

○九州班、二番目発表者の宇山です。宜しくお願ひします。私の発表範囲は「問答一」から「問答五」までです。「聖典に親しむ／『浄土論註』に親しむ」の「親しむ」という意味を「お聖教を味咄味読する。熟読玩味する」と受け取りまして、又、25分の限られた発表時間も考慮しまして、今回の発表形式・内容は「第一問答から第五問答」の「訓点文」（返り点・送りかなを施した文）とその「現代語意識」を画面共有しながら、少し長いですが、読むことにしました。

【問答一（訓点文）】（共に浄土往生する衆生とは何か）

① 問フテ曰ハク。天親菩薩、廻向ノ章ノ中ニ、言ヘルハニ普共諸衆生往生

安樂國ト一、此レハ指シタマフレ共ニ何等ノ衆生ヲ一耶。

② 答ヘテ曰ハク。案ズルニ王舍城所説ノ無量寿經ヲ一、仏告ゲタマハクニ阿難ニ一。

十方恆河沙ノ諸仏如來、皆共ニ稱ニ嘆シタマフ無量寿仏ノ威神功德

不可思議ナルヲ一。諸有ノ衆生、聞キテニ其レ名號ヲ一、信心歡喜セムコト

乃至一念セム。至心廻向シタマヘリ。願セバレ生マレントニ彼ノ國ニ一、即チ得ニ往生ヲ

一、住セントニ不退轉ニ一。唯、除クトニ五逆下誹謗正法ヲ一。

③ 案ジテ此レヲ而言ハク。一切外道凡夫人、皆得ムニ往生ヲ一。

④ 又、如クニ觀無量寿經ノ一有リニ九品ノ往生一。下下品ノ生者、或ハ

有リテニ衆生一、作リニ不善業タル五逆十惡ヲ一、具セムニ諸ノ不善ヲ一。

如キノレ此ノ愚人、以テノニ惡業ヲ一故ニ、應シテ墮チテニ惡道ニ一逕ニ歴シテ

多劫ヲ一、受クルコトレ苦ヲ無カル上レ窮リ。如キノレ此ノ愚人、

臨ミテニ命終ノ時ニ一、遇ハン下善知識種種ニ安慰シテ、爲ニ説キニ妙法ヲ一、

教ヘテ令ムルニ中念仏セ上。彼ノ人、苦ニ逼ラレテ、不レ違アラニ念仏ニ一。

善友告ゲテ言ハク。汝若シ不レ能ハレ念ズルニ者、應ベシレ稱スニ無量寿仏ト一。

⑤ 如キノレ是ノ、至シテ心ヲ令メテニ聲ヲシテ不レ絶ヘ、具ニ足シテ十念ヲ一稱セムニ南無

無量寿仏ト一。稱スルニ仏ノ名ヲ一故ニ、於イテニ念念ノ中ニ一、除キニ八十億劫ノ生死

之罪ヲ一、※命終之後ニ一、見ルニニ金蓮花ヲ一、猶ニ如シテ日輪ノ一、住セムニ其ノ人ノ

前ニ一。如キノニ一念ノ頃ノ一、即チ得ムニ往生ヲ極樂世界ニ一。於イテニ蓮花ノ中ニ

一、滿テテニ二十大劫ヲ一、蓮華方ニ開ケム。當ニベシ以テ此ヲ償フニ五逆ノ罪ヲ一

也。觀世音大勢至、以テニ大悲ノ音聲ヲ一、爲ニ其ガ廣ク説カム下諸法實相ノ除ニ

減スル罪ヲ一

法ヲ上。聞キ已リテ、歡喜シテ、應ジテ時ニ一、則チ發セムニ菩提之心ヲ一。是ヲ名ツクニ

下品下生ノ者ト一。

⑥ 以テニ此ノ經ヲ一證スルニ、明ラカニ知リヌ。下品ノ凡夫、但令ム下不レバニ誹ニ謗セ

正法^一、信^{スル}レ^レ仏^ヲ因縁^{ヲシテ}皆得^中往生^{ヲ上}。

※（読替え）

「命終之後^二、見^ム下^{こん}金蓮花^ノ猶^ナ如^{クシテ}二日輪^ノ一、

住^ど中^そ其^ノ人^ノ前^ニ上^上。」

【問答（読み下し文）】

- ① 問ふて曰（い）はく。天親菩薩、廻向の章の中に、普共諸衆生往生安樂国と言へるは、此れは何等の衆生を共に指したまふ耶。
- ② 答へて曰はく。王舎城所説の無量寿經を案ずるに、仏阿難に告げたまはく。

十方恒河沙の諸仏如来、皆共に無量寿仏の威神功德不可思議なるを称嘆したまふ。諸有の衆生、其れ名号を聞きて、信心歓喜せむこと乃至一念せむ。至心廻向したまへり。彼の国に生まれんと願ぜば、即ち往生を得（え）、不退転に住せん、と。唯、五逆と誹謗正法を除く、と。

- ③ 此れを案じて曰はく。一切外道凡夫人、皆往生を得む。
- ④ 又、観無量寿經の如く九品の往生有り。下下品の生とは、或は衆生有りて、不善業たる五逆十悪を作り、諸の善を具せむ。此（かく）の如きの愚人、悪業を以ての故に、悪道に堕ちて多劫を逕歴（きょうらく）して、苦を受くること窮（きまわ）り無かる應し。此（かく）の如きの愚人、命終の時に臨みて、善知識種種に安慰して、為に妙法を説き、教へて念仏せ令（し）むるに遇はん。彼の人、苦に逼（せめ）られて、念仏に違（いとま）あらず。善友告げて言（のたま）はく。汝若し念ずるに能はずば、無量寿仏と称す應し。

- ⑤ 是（かく）の如き、心を至して声をして絶えざら令（し）めて、十念を具足して、南無無量寿仏（經文は南無阿弥陀仏）と称せむ。仏の名（みな）を

称する故に、念念の中（うち）に於いて、八十億劫の生死の罪を除き、※命終の後に、金蓮華見るに、日輪の猶如（ごとく）して、其の人の前に住せん。一念の頃の如きに、即ち極樂世界に往生を得む。蓮華の中（うち）に於いて、十二大劫を満てて、蓮華方（まさ）に開けむ。当に此を以て五逆の罪を償ふべし也。観世音大勢至、大悲の音声を以て、其が為に広く諸法実相の罪を除滅する法を説かむ。聞き已（おは）りて、歓喜して、時に応じて、則ち菩提の心を発せむ。是（これ）を下品下生の者と名づく。

- ⑥ 此の經を以て証するに、明らかに知りぬ。下品の凡夫、但正法を誹謗せざれば、仏を信ずる因縁をして皆往生を得しむ。

※（読替え）

「命終の後に、金蓮華の猶（な）を日輪の如くして其の人の前に住（とどま）るを見む。」

【問答（現代語意識・大意）】

- ① 問うていう。天親菩薩が廻向文の章の中で偈に「普く諸の衆生と共に16 安樂国に往生せん」と歌われているのは、これはどのような機類の衆生を共に指しておられるのか。

- ② 答えていう。王舎城の耆闍崛山の山上で釈尊が説かれた『無量寿經』の下巻の初めには、第十七願成就の文、第十八願成就の文が一連に並べて説かれている。「仏が阿難に仰せられた。『十方の恒河の砂の数ほどもある無数の諸仏如来は、みな共に無量寿仏の威神功德の不可思議なことを讃嘆しておられる。あらゆる衆生は、諸仏が称嘆したもう無量寿仏の名号のいわれを聞いて信心歓喜する一念のとき、それは、仏の至心から与えられたものであるから、浄土を願うたちどころに往生すべき身に定まり、不退の位に入るのである。ただ五逆の罪を犯したり、正法を謗ったりする者だけは除かれる』」といわれている。

- ③ この經文のころを考え、思いめぐらせば、五逆・謗法以外の一切の凡夫も（外道凡夫も）みな往生できるのである。
- ④ また『観無量寿經』で説かれているように、九品の往生、九種類の往生

がある。すなわち「下品下生というのは、ある衆生は、よくない業である五逆・十惡の罪を作り、その他いろいろの惡業を具えている。こういう愚かな人は、自分の造った惡業のゆえに、未來に惡道におちて、永い間を経めぐって、苦しみを受けることであろう。こういう愚かな人でも、命の終る時に臨んで、いろいろと慰めていただき、尊い法を説いていただき、仏を念じることを教えていただく善き人、善知識に遇う。この臨終時の愚人は、病苦にせめられて、心をしずめて仏を念ずるいとまもない。そこで善き人、善知識は続けて『そなたが、もし仏を念ずることができないなら、阿弥陀如来の名号を口に称えよ』という。

⑤ このようにして、心から念仏して、称えて声を絶やすことなく、十念の念仏をするならば、その仏名を南無無量寿仏と称えたことによって、その一念一念の中に八十億劫という長いあいだ彼を生死（まよい）につないでいた罪が除かれ、命の終った時には、金蓮華があたかも日輪のように耀いて、その人の前に現われるのを見て、瞬く間にこの蓮華に包まれて、極樂世界に往生することができるであろう。蓮華の中（うち）にあつて十二大劫のときが満ちると、その蓮華が開く。方（まさ）にこのとき、五逆の罪は償われる。觀世音菩薩と大勢至菩薩とが、大悲の音声をもって、その者のために、広く罪を滅ぼす諸法実相の法、即ち名号をお説きになるであろう。その人はこれを聞き終って、大いに喜び、その時に即座に大菩提の心を発すであろう。これを下品下生のものの往生というのである」と。

⑥ この『觀無量寿經』をもって証（あかし）とすれば、下下品の凡夫でも、ただ正法を謗（そし）らずに、仏を信ずることによって、みな往生することができる、ということとはまことに明らかである。

【問答 二（訓点文）】（『浄土往生について』『大經』と『觀經』の矛盾はどうするか）

① 問フテ曰ハク。無量寿經ニ言ハク。願フニ往生ラ一者、皆得ルニ往生ラ一、唯、

除クトニ五逆ト誹謗正法ト一。觀無量寿經ニ言ハク。五逆十惡、具セルモニ諸ノ

不善ラ一亦、得シムニ往生ラ一。此ノ二經、云何ガ會セムヤ。

② 答ヘテ曰ハク。一經ニハ、以テナリレ具セルヲニ二種ノ重罪ラ一。一者五逆、二者誹謗

正法ナリ。以テノニ此ノ二種ノ罪ラ一故ニ、所以ニ不レ得ニ往生ラ一。

③ 一經ニハ、但、言ヒテ作ルト二十惡、五逆等ノ罪ラ一、不レ言ハ三誹ニ謗スト正法ラ一。以テノ不レ謗セニ正法ラ一故ニ、是ノ故ニ得シムト生ラ一。

【問答 二（読み下し文）】

① 問ふて曰（い）はく。無量寿經に言（のたま）はく。往生を願ふ者、皆往生を得（う）るに、唯、五逆と誹謗正法とを除くと。觀無量寿經に言はく。五逆十惡、諸の不善を具せるも亦、往生を得しむ。此の二經、云何（いかん）會せむや。

② 答えて曰はく。一經には、二種の重罪を具せるを以てなり。一者（には）五逆、二者（には）誹謗正法なり。此の二種の罪を以ての故ニ、所以（このゆえ）に往生を得ず。

③ 一經には、但、十惡、五逆等の罪を作ると言（のたま）ひて、正法を誹謗する言はず。正法を謗（ほう）せざるを以ての故に、是の故に生を得しむと。

【問答 二（現代語意訳・大意）】

① 問うていう。『無量寿經』には「浄土に往生しようと願うものは、みな往生できるが、ただ、五逆罪と仏法を謗（そし）るものとを除く」と説いてある。更にまた、『觀無量寿經』では「五逆、十惡をおかし、諸（もろもの）不善の業をおかした者でも、浄土へ往生することができる」といわれている。この二つの經文の差異をどのように理解すべきであろうか。

② 答えていう。『無量寿經』の方には、五逆罪と謗法罪との二種の重罪をと

に犯しているから往生できないのである。

- ③ 『観無量寿經』には、ただ十悪、五逆の罪を造るとのみいつて、仏法を謗るとは仰せられていない。それ故、仏法を謗らぬ者は往生することができる。

【問答 三（訓点文）】（ならば謗法の罪人は救われるのか、救われないのか）

- ① 問^{ヒテ}曰^{ハク}。假使^{たとひ}一人ハ具^{シテ}ニ五逆罪^一而不^レレバ^三誹謗^セ正法^一、
經^ニ許^スレ得^トレ生^ヲ。復^{また}有^{リテ}ニ一人^一、但^{ただ}、誹^ニ謗^{シテ}正法^一、
而無^シニ五逆ノ諸罪^一、願^ゼニ往生^ヲ一者^一、得^ムヤ^レ生^ヲ以^不。
答^{ヘテ}曰^{ハク}。但^レ、令^{メテ}誹^ニ謗^セ正法^一、雖^モ三^更無^{シト}ニ餘ノ罪^一、
必^ズ不^レ得^レ生^ヲ。

- ② 何^ヲ以^テ言^フトナラ^バレ之^ヲ、經^ニ言^{ハク}。五逆ノ罪人、墮^{チテ}ニ阿鼻大地獄ノ中^ニ、
具^ニ受^クニ一劫ノ重罪^一。誹^ニ謗^{スル}正法^一一人ハ、墮^{チテ}ニ阿鼻大地獄ノ中^ニ、
此^ノ劫若^シ盡^ツキヌレバ、復轉^{ジテ}、至^ルニ他方ノ阿鼻大地獄ノ中^ニ。如^クレ是^ノ展轉^シ
テ、逕^ニトイヘリ^ニ百千ノ阿鼻大地獄^一。

- ④ 仏、不^レ記^シタマハ^ニ得^ルレ出^イツルコトヲ時節^一。以^テノ誹謗正法ノ罪、
極^{メテ}重^キキ^一故ナリ。

- ⑤ 又、正法者、即^チ是^レ仏法ナリ。此^レ愚癡^ノ人、既^ニ生^ズニ誹謗^一。
安^ソ有^ランヤ下^下願^ズレ生^ゼント^ニ仏土^一之理^上。假使[、]但[、]貪^{ジテ}三^彼、

生^ヲニ安樂^一而願^ゼレ生^ヲ者^一、亦如^シレ求^{メン}ガ^ニ非^{ザル}レ水^ニ之^一冰[、]

無^キレ煙^ノ之火^一。豈^ハ有^ラムヤ^レ得^ルコト^レ理^ヲ。

【問答 三（読み下し文）】

- ① 問ひて曰（い）はく。假使（たとひ）一人は五逆罪を具して、正法を誹謗せざれば、經に生を得（う）と許す。復（また）一人有りて、但、正法を誹謗して、五逆の諸罪無し、往生を願ぜば、生を得んや以不（いなや）。

- ② 答へて曰はく。但、正法を誹謗せしめて、更に餘の罪無しと雖も、必ず生を得じ。

- ③ 何を以て之を言ふとなれば、經に言（のたま）はく。五逆の罪人、阿鼻大地獄の中に墮ちて、具（つぶさ）に一劫の重罪を受く。正法を誹謗する人は、阿鼻大地獄の中に墮ちて、此の劫若し盡きぬれば、復轉じて、他方の阿鼻大地獄の中に至る。是（かく）の如く展轉して、百千の阿鼻大地獄を逕（と）いへり。

- ④ 仏、出づることを得る時節を記したまわず。誹謗正法の罪、極めて重きを以ての故なり。

- ⑤ 又、正法とは、即ち是れ仏法なり。此れ愚癡（ぐち）の人、既に誹謗を生ず。安（いずくん）ぞ仏土に生ぜんと願ずるの理有らんや。假使（たとひ）、但、

彼、安樂に生を貪じて、生を願ぜば、亦水に非ざるの冰（こおり）、煙無きの火を求めんが如し。豈に理を得ること有らんや。

【問答 三（現代語意訳・大意）】

- ① 問うていう。たとい一人は、五逆罪を造っても、正法（仏法）を謗らないから、經には往生を許されてあるとするならば、また別の人があって、ただ仏

法を誇るだけで、五逆罪などのほかの罪を造らないものが、往生を願えば往生ができるのであろうか、どうか。

② 答えていう。ただ正法（仏法）を誇るだけで、まったくほかの罪は一つもなくても、けっして往生することはできないのである。

③ なぜかといえば、『大品般若経』の中に説かれてある。「五逆の罪人は阿鼻大地獄（無間地獄）の中に墮て、一劫の間重罪を受ける。正法（仏法）を誇った人は、阿鼻大地獄（無間地獄）の中に墮て、この地獄での苦を受け、一劫が過ぎると、また転じて他の阿鼻大地獄（無間地獄）の中に墮る。このように、つぎつぎと転じて、百千の阿鼻大地獄（無間の大地獄）の中を経巡るのである」と。

④ 仏はこの誹謗正法の者が、地獄を出ることのできる時期を記（しる）されていない。それは、正法（仏法）を誇る罪が最も重いからである。

⑤ また、正法というのは、すなわち仏法のことである。この愚かな者は、すでに、その仏法を誇っているのであるから、こういう者がどうして浄土の往生を願う道理があるうか。たとい信がなくて、ただ彼の浄土が安楽なところだと聞いて、そこに生まれたいと貧乏って、往生を願う者があるとしても、それはあたかも、水によらない氷、煙のない火を求めるようなものである。どうして往生できる道理があるうか、ある筈がない。

【問答 四（訓点文）】（謗法とはどういう罪なのか）

① 問ヒテ曰ハク。何等ノ相、是レ誹ニ謗スルヤ正法ヲ一。

② 答ヘテ曰ハク。若シ、言ハム下無サズレ佛無シニ佛ノ法一、無サズニ菩薩一

無シト中菩薩ノ法上。如キレ是ノ等ノ見、若シハ心ニ自ラ解シ、若シハ從フテ他ニ受ケテニ其ノ心ヲ一決定スルヲ、皆名ツクニ誹謗正法ト一。

【問答 四（読み下し文）】

① 問ふて曰（い）はく。何等の相、是れ正法を誹謗するや。
② 答へて曰はく。若し、佛無（ましま）さず 佛の法無（な）し、菩薩無さず菩薩の法無しと言はむ。是の如き等の見、若しは心に自ら解し、若しは他に従ふて其の心を受けて決定するを、皆誹謗正法と名づく。

【問答 四（現代語意識・大意）】

① 問うていう。どのような相（すがた）が、正法を誹謗するというのか。
② 答えていう。たとえば、仏もなく、仏法もなく、菩薩もなく、菩薩の法もない、という。こういうような見解をもって、自らの心で解釈したり、他の者の考えにしたがって、その心をうけて断定したりするのをすべて、正法を誹謗するということのである。

【問答 五（訓点文）】（謗法の罪が何故、最も重いのか）

① 問フテ曰ハク。如キレ是ノ等ノ計ハ、但是レ己ガ事ナリ。於ヒテニ衆生ニ一有リテカニ何ノ苦惱一、踰タルニ於ニ五逆ノ重罪ニ一耶。

② 答ヘテ曰ハク。若シ、無クバ下諸佛菩薩、説ヒテニ世間出世間ノ善道ヲ一、

教ニ化スル衆生ヲ一者上、豈ニ、知ランレ有ルコトヲニ仁義礼智信一耶。

如キレ是ノ世間ノ一切ノ善法皆斷ジ、出世間ノ一切ノ賢聖皆滅シナム。

汝但、知リテニ五逆ノ罪ノ爲ルコトヲ一レ重而、不レ知ラ下五逆罪ノ從リレ無キニ正法一生ズルコトヲ上。是ノ故ニ、謗ズルニ正法ヲ一人、其ノ罪最モ重シ。

【問答 五（読み下し文）】

① 問ひて曰（い）はく。是（かく）の如き等の計^{けい}は、但是れ己（おのれ）が事なり。

衆生に於ひて何の苦悩有りてか、五逆の重罪に踰（こえ）たる耶。

② 答へて曰はく。若し諸仏菩薩、世間出世間の善道を説ひて、衆生を教化する

者無くば、豈に、仁義礼智信有ることを知らん耶。是の如き世間の一切の

善

法皆斷じ、出世間の一切の賢聖皆滅しなむ。汝但、五逆の罪の重爲（た）

る

ことを知りて、五逆罪の正法無き従り生ずることを知らず。是の故に、正

法

を謗ずる人、其（そ）の罪最も重し。

【問答 五（現代語意識・大意）】

① 問うていう。こういうような正法（仏法）を謗るところの計らいというものは、ただ自己一人に関わることであって、他の衆生に何の苦しみを与えるものでもないのに、どうして他の衆生に苦しみをもたらすところの五逆の重罪よりも誹謗正法の罪の方がなお重いのか。

② 答えていう。もし諸仏や菩薩のような方々が、世間の善き道や、また出世間の善き道を説いて、衆生を教化することがなかったら、どうして人々が仁義礼智信の世間の道があることを弁（わきま）えることができようか。このような世間のすべての善き法は、みななくなり、出世間のすべての賢者、聖者もみな滅びてしまうであろう。あなたは、ただ五逆の罪の重いことだけを知っていて、五逆の罪が正法のないことから生ずるのを知らないのである。だから、正法を謗る人は、その罪が最も重いのである。

○ 問答のテーマ

第一問答（共に浄土往生する衆生とは何か）

第二問答（浄土往生について『大経』と『觀經』の矛盾はどうするか）

第三問答（ならば謗法の罪人は救われるのか、救われないのか）

第四問答（謗法とはどういう罪なのか）

第五問答（謗法の罪が何故、最も重いのか）

聖典に親しむ会 報告：浄土論註 八番問答中の六・七・八

期日 令和七年五月二五日

報告者 岡田幾太郎

■原文

原文の準備

(ア) 原文…『浄土真宗聖典全書』聖教データベース（浄土真宗本願寺派総合研究所 刊）と真宗聖教全書一の『往生論註』に依る。

(イ) 岡田担当の検討原文の範囲…真宗聖教全書一 三〇九頁十行目、

三一一頁終の「無量寿経優婆提舍願生偈註 卷上」迄

■八番問答…次の文を境として始まる。

无量寿修多羅の章句、我偈誦を以て總て説き竟んぬ。

一、始めに

(ア) 論註の特徴…

① 論註の著者曇鸞の生年は四七六～五四二（六七年間）、その生きた時代は南北朝時代四二〇～五八九（一六九年間）である。

② その南北朝時代にはインド伝来の仏教が玄学と言われた老子、莊子、易経の衣を纏い、格義仏教として発展した。

③ 格義仏教は中国文化である老莊思想の言葉を用いて仏教経典を翻訳するなどし、仏教の意味を解釈するものである。

④ この結果、格義仏教は次の様な重層的なメッセージ性の特徴を持っている。

1. 表層的には、世間的な倫理道德に合う様に語り、
2. 深層的には、仏教の真髄を秘める。

⑤ 『論註』は『浄土論』の本旨を忠実に伝える書であると同時に『浄土論』の奥深い真意を撰取する書物である。

⑥ 『浄土論』は「三経通中の論」と言われ浄土三部経の深義を全て収める書であると同時に、『浄土論』の真意は『浄土論註』によって明かにされたといえる。

(イ) 八番問答

① 『論註』上巻の終りに八問答を設定して、往生を得る者を明らかにしている。これを八番問答という。

② 八番問答は『論註』の上下巻の中央に置かれ、「承上啓下」の役目を成し、上・下巻を貫く『論註』の芯となっている。

③ 『論註』は、曇鸞の思想の真髄を表し、その真意は八番問答に凝縮されている。

④ 八番問答は深層部の論理の下に展開される一つの世界をなす。

二、 第一～第五番問答

第一番問答（…所共の衆生とはどのような衆生か）

問曰、天親菩薩廻向章中言「普共諸衆生、往生安樂國」、此指共何等衆生耶。

（問うて曰く、天親菩薩、廻向の章の中に、「普共諸衆生、往生安樂國」と言（のたま）えるは、此れは何等の衆生を「共」と指したまうや）

■問題点(1)

① 「廻向の章」とは、五念門の中、偈の廻向の章門をいい、「我作論説偈 願見弥陀仏 普共諸衆生 往生安樂國」を指す。

② この問いは「普共諸衆生」にいう衆生を「何等の衆生」と問うているが、この「何等」に多義性と意味の重層性がある。

■問題点(2)

- ① 「等」という漢字に、「どのような」という意味の中に、加えて「どの程度」という「等級」のニュアンスがある。
- ② それ故、この問いは衆生を善悪のレベルでランク分けするという世間の常識的考え方によっている。

③ 文「以此經證、明知下品凡夫但令不誹謗正法、信佛因縁皆得往生。」の中の「但令」には二種の用法があり、それによって論理の多重性が生じ得る。

- ① 「但令」を一つの言葉として使う場合…「もし、たとい」などの条件や仮設の意味に使い、文意は、「此の經を以て證するに、明らかに知んぬ、下品の凡夫、但（もし）、正法を誹謗せざれば、佛を信ずる因縁をして、皆、往生を得しむ。」

となる。この場合、動作の主体は下品凡夫である。

- ② 「但」と「令」を二つの言葉として使う場合…「但」は「ただ」を、「令」は使役を意味する。…この「令」を使役動詞として使う場合には、また、文中の、「誹謗」・「信」・「得」の三動詞の扱い方でニュアンスが微妙に異なる。また、使役動詞の「令」は、人間以外を対象とする動作の主体を示している。その様な場合の訳文の例は

「ただ正法を誹謗せざれば、仏を信ずる因縁をして皆往生を得しむ。」「下品の凡夫、ただ正法を誹謗せざれしめ、仏を信ずる因縁をもて往生を得しむ」

- ③ 以上のような漢文の特性（多義性）から、原漢文は以上述べた二重の意味が同時に含まれている。この内在する論

理性の異なりにより、異なる二重のメッセージを同時に伝える事になる。

- ④ 二つの意味合いが重なったり、ずれたり、ぶつかったりしているうちに、世間法（自力）と超世間法（他力）という対立項の間の空間が暈し出される。暈している空間に読者が二つのメッセージを選別したり、判断したりしていく。

- ⑤ 親鸞は自筆で写した論註で、次の様に返り点や振り仮名を付けている。

「下品の凡夫、但、令正法ヲ誹謗不レハ信仏因縁ヲシテ皆往生ヲ得シム」

- ⑥ この文には次の様な特徴がある。

- ① 「令」を使役動詞としている。
- ② 「不誹謗」は「誹謗せざらしめ」と「誹謗せざれば」という二重の意味を含んでいる。
- ③ 「信仏」は「仏を信じる」と「仏を真じさせる」という二重の意味を含んでいる。
- ④ 「往生を得しむ」という表現は、往生を得るか得ないかという肝心のところに、「得しむ」と他力で決着するという事になる。

- ⑦ これからわかるように、返り点や振り仮名のつけ方には漢文の多義性を保とうとする親鸞の自覚が窺われる。漢文の重層的な論理という構造を何とか日本語でこなそうとする苦心が見られるのである。

答曰、案王舍城所說『无量壽經』（卷下）、「佛告阿難、

十方恆河沙諸佛如來、皆共稱嘆（島地本では「讚歎」）无量壽佛威神功德不可思議。諸有衆生、聞其名號信心歡喜、乃至一念至心廻向、願生彼國即得往生、住不退轉。唯除五逆誹謗正法。」

（答えて曰く、王舍城所說の『无量壽經』（卷下）を案するに、

「佛、阿難に告げたまわく、十方恆河沙の諸佛如來、皆共に无量壽佛の威神功德不可思議なるを稱嘆したまう。諸有の衆生、其の名號を聞きて信心歡喜せんこと乃至一念せん。至心廻向したまえり。彼の國に生れんと願すれば即ち往生を得、不退轉に住せんと。唯、五逆と誹謗正法を除くと。」

案此而言、一切外道凡夫人、皆得往生。又如『觀无量壽經』有九品往生。「下下品生者、或有衆生、作不善業五逆・

十惡、具諸不善。如此愚人、以惡業故應墮惡道逕歷多劫受苦

無窮。如此愚人、臨命終時、遇善知識、種種安慰、爲說妙法

教令念佛。彼人苦逼不遑念佛。善友告言、汝若不能念者應稱

无量壽佛。如是至心令聲不絕、具足十念稱南无无量壽佛。稱

佛名故、於念念中除八十億劫生死之罪、命終之後見金蓮花猶

如日輪住其人前、如一念頃即得往生極樂世界。於蓮花中滿十

二大劫、蓮華方開。當以此儀五逆罪也觀世音・大勢至、以大悲音聲爲其

廣說諸法實相、除滅罪法。聞已歡喜、應時則發菩提之心。是

名下品下生者。」以此經證、明知下品凡夫但令不誹謗正法、

信佛因緣皆得往生。

（此（これ）を案じて（而）言わく、一切外道凡夫人、皆、往生を得ん。又『觀无量壽經』の如く、九品の往生有り。「下下品の生

は、或いは衆生有りて、不善業たる五逆・十惡を作り、諸の不善を具せん。此の如きの愚人、惡業を以ての故に應（まさ）に惡道に墮し多劫を逕歷して受苦無窮なるべし。此の如きの愚人、命終の時に臨みて、善知識、種種安慰して、爲に妙法を説き教えて念佛せ令むるに遇わん。彼の人苦に逼められて念佛するに遑（いとま）

あらず。善友告げて言わく。汝若し念すること能わずば、无量壽

佛を稱すべし。是の如く心を至して聲をして絶えざらしめて、十

念を具足して南无无量壽佛と稱すべし。佛の名を稱する故に、念

念の中に於いて八十億劫の生死の罪を除く。命終の後、金蓮花の

猶し日輪の如くに其の人の前に住するを見ん、一念の頃の如くに

即ち極樂世界に往生を得ん。蓮花の中に於て十二大劫を満てて、

當以此儀五逆罪也

蓮華、方に開けん。觀世音・大勢至、大悲の音聲を以て其

れが爲に廣く諸法實相の罪を除滅する法を説く。聞き已りて歡喜

し、時に應じて則ち菩提の心を發さん。是を下品下生の者と名づ

く。」此の經を以て證するに、明らかに知んぬ、下品の凡夫、

但、正法を誹謗せざれば、佛を信ずる因縁をして、皆、往生を得しむ。）

■第一番問答の骨子

問…天親菩薩、廻向の章の中に、「普共諸衆生、往生安樂國」と

言（のたま）えるは、此れは何等の衆生を「共」と指したまう

や。

答…案言『無量壽經』十八願成就文、一切外道凡夫人、皆得往

生。又以此『觀无量壽經』證、明知下品凡夫但令不誹謗正

法、信佛因緣皆得往生。

◎この答の受け取りにおいて、先に議論した漢文の多義性から生ずる意味の重層性の問題が生ずると考えられる。

■第一問答の中、得往生の条件の相違

『大經』…五逆と謗法を除くまで

『觀經』…五逆を除くまで

と広げられる。

◎この往生を得るものの条件の相違が第二問の問答の問いを生み出す種になる。この相違は釈迦仏の仏説に往生の条件が異なる事になり、矛盾であるといえよう。

第二問答（…二經の逆謗の会通）

問曰、『无量壽經』^{（意）}言、「願往生者皆得往生。唯除五逆誹謗正法。」『觀无量壽經』^{（意）}言、「五逆・十惡具諸不善亦得往生。」此二經、云何會。

（問うて曰く、『无量壽經』^{（意）}に言わく、「往生を願する者は、皆、往生を得る。唯、五逆と誹謗正法とを除く。」^{（他方）}『觀无量壽經』^{（意）}に言わく、「五逆・十惡、諸の不善を具せる、亦、往生を得。」此の二經、云何が會せんや。）

答曰、一經以具二種重罪。一者五逆、二者誹謗正法。以此二種罪故、所以不得往生。一經但言作十惡・五逆等罪、不言誹謗正法。以不謗正法故、是故得生。

（答えて曰く、一經には二種の重罪を具せるを以てなり。一には五逆、二には誹謗正法なり。此の二種の罪を以ての故に、このゆえに（所以）往生を得ず。一經は但、十惡・五逆等の罪を作ると言い、正法を誹謗すと言わず。正法を謗せざるを以ての故に、是の故に生を得と。）

■『大無量壽經』十八願成就文の理解の仕方の問題

◎森村の説…

一 従来大經十八願成就文の中の「五逆」、「謗法」は並列的な関係として受け止められている。

2. しかし、曇鸞の「唯除五逆誹謗正法」に対する解釈を

森村氏は「五逆と謗法の二罪を合わせて犯すものであるから往生を得ず」と説くと理解している。そして、これを「曇鸞の罪の重複説」と呼んでいる。両經は「謗法」が往生を得しめないという意味合いでは一致している。

3. 次の指摘はその意味が明了でない。指摘の文…「罪の重複によって、往生を得るか否かを限界つけたので、罪の重複というところに第三問の問答の問いを生み出す。」

第三問答（…二罪の軽重）

問曰、假使一人、具五逆罪而不誹謗正法、『經』許得生。復有一人、但誹謗正法而无五逆諸罪。願往生者得生以不。

（問うて曰く、たとい一人において、五逆罪を具して正法を誹謗せざれば、『經』に生を得と許す。また一人有りて、但、正法を誹謗して五逆の諸罪の无き願往生者は生を得んやいなや。）

答曰、但令誹謗正法、雖更无餘罪、必不得生。何以言之、『經』（大品經卷一*一信毀品意）言、「五逆罪人、墮阿鼻大地獄中具受一劫重罪。誹謗正法人墮阿鼻大地獄中、此劫若盡復轉至他方阿鼻大地獄中。如是展轉逕百千阿鼻大地獄。」佛不記得出時節。以誹謗正法罪極重故。又正法者即是佛法。

此愚癡人既生誹謗。安有願生佛土之理。假使但貪彼生安樂而願生者、亦如求非水之冰、无煙之火。豈有得理。

（答えて曰く、但、正法を誹謗せしめて、更に餘の罪無しと雖も、必ず生を得じ。何を以て之を言うとならば、『經』（大品經卷一*一信毀品意）言わく、「五逆罪人、阿鼻大地獄の中に墮して、具さに一劫の重罪を受く。正法を誹謗する人は阿鼻大地獄の中に墮し

て、此の劫、若し盡きぬれば、復、轉じて他方の阿鼻大地獄の中に至る。是の如く展轉して百千の阿鼻大地獄を逕といえり。」佛、出ることを得る時節を記したまわず。**誹謗正法の罪極重なるを以ての**故なり。又、正法とは即ち是れ佛法なり。此の愚癡の人既に誹謗を生ず。安くんぞ佛土に願生の理有らんや。たとい、ただ、彼、安樂に生を貪つて生を願ぜば、亦、非水之氷、无煙之火を求めんが如し。豈理を得ること有らんや。」

◎第三番問答における森村の説：

「単罪と複罪のうち、その単罪が謗法である場合、即ち謗法を犯して五逆罪を犯していない場合、この人は往生を得るかという問いに対して、絶対に往生を得ないと断定する理由…

イ. 謗法の罪が極めて重いと經典を根拠として主張している。（經典による）

ロ. 謗法は仏法を謗る事であるから、仏の国に生れんと願う事と矛盾する。（論理的推論による）

2 「仮使但貪彼**生**安樂、而願生者」○、「仮使但貪彼**土**安樂、而願生者」（たとい、ただ、淨土の安樂に生を貪つて生を願ぜば、）という本文の文節を考える。

3 この1と2によつて謗法という言葉の外延は「念仏者、南無阿弥陀仏を称える者たちに入り込むことになる」（森村説）。「これによつて、「謗法」という言葉の延長上には、南無阿弥陀仏の念仏者の中に入ることになる。逆に言えば、念仏者の中にも、「謗法」の問題を有するものが存在する事になる。

4 これによつて法を謗る者とは一体何者かという疑問が出てくる。第四番の問答はその様な心情に依じて出てくるもの様に思われる。

5 「ここまでは、謗法は特に罪深いもの故往生を得ないものとして、説かれている。この第三番問答と、前の第二番、後の第五番の問答で説く「**五逆は往生を得るが謗法は往生を得ない**」との論理的なつながりは、表向きは、次の通りである…

第三答に、**謗法は極重罪**の故に生じ得ずという。（中略）

第五（答）に、逆謗攝取の疑い得ないことを顯す為に他ならない。（中略）第六番下は、上來、謗法は得生出来ないが、五逆は往生を得る義を成立した。

機の実を発見したものは、もはやそこに法の真実が盛られずにはおられない。

「**五逆生謗法不生**」という鸞師の所立もここにその論拠がある。謗法が無自覚者の相であり、下下品の悪人も自覚者と解せられることから第三番問答における「**五逆生謗法不生**」の世界に立つことが出来る。

「**五逆生謗法不生**」という（論主）鸞師の論理は謗法と五逆に優劣をつけて差別視する。この論理が成り立つたら、「正法を謗る者は大悲といえどもその救いの対象となない。」ということになり、大悲にも限界があるという意味合いになる。

1. しかし、如何なる理由を付けても、衆生に優劣をつけることは、分別心の働きの所為であり、世間心の思考の次元に立脚していることになり、本願他力とは、次元的に異なる事である。

この問題の本質は、親鸞によつてはつきり示されている。

然就教念仏諸善比校対論、有難易対・頓漸対・横堅対・（中略）おっしゅ回

不回向対・（中略）自力他力対・有願無願対・摂不摂対・入定聚不入対・報化対。斯義如斯。然按本願一乘海、円融満足極速無礙絶対

不二之教也（中略）然按一乘海之機、金剛信心絶対不二之機也。（真聖全二々頁、東聖典189〜200頁、島地5頁）

謗法は凡ての衆生（において、起きる事）であり（、よって、凡ての衆生に於て、）往生を得るといふ論註の主旨は、その下巻に言葉で明言されている。

（下巻の「謗法の者も往生する」という内容が上巻八番問答と相違するかのように見えるが、相違するかのように見える表層の論理と深層部の論理の間に、螺旋的に深められていくルートの様なものが八番問答・論註の終始を貫いているのである。

「衆生以驕慢故誹謗正法」という御文（出典不明）中の「驕慢」という言葉は、正信偈中の御文「邪見驕慢愚衆生」に示された通りに人間存在の本質を示す。この様な人間存在の本質を鳥瞰的に見る眼差しは第四番問答によって、彰かにされる。「謗法」を「無仏法」と解釈変更し、「無法」は「無明、愚痴」であるとしてより人間の現実に取り添い受容的な理解に変容していく。）

第四番問答（…謗法の相状）

■原文とその訓点文と書き下し文の対応

問^テ曰^ク、何等相、是誹謗^{スルヤ}正法^ヲ。

答^テ曰^ク、若言^{ハム}_下無^レ佛^ニ無^シ佛法^ニ、無^ニ菩薩^ニ无^ト_中

菩薩法^上。如^キ是等^ノ見^{けん}、若^ハ心^ニ自^{みづから}解^シ、若^ハ從^{フテ}他^ニ受^ト

テ其^ノ心^ヲ決定^{スルヤ}皆名^ク誹謗正法^ト。（第四番問答…謗法の相状）

（書き下し文）

問うて曰く、何等の相、是れ正法を誹謗（正法を誹謗するその相はどのようなものか）するや。

答えて曰く、「若し佛^{ましまさぬ}无^レ」、「佛法无し」、「菩薩无まさ

ず、菩薩の法无し」と言わん。かくの如きらの見^{けん}、若は心^{もし}に自^{みづから}解し、若は他に從いて其の心を受けて決定するを皆誹謗正法と名づく。

■問題点

◎第四番問答における森村の説…この問答の答のポイントは、「無仏法」にある。曇鸞は「謗法」を「無仏法」という。これは「謗法」についての曇鸞の独自の解釈である。

◎「無仏法」の意味

「從來、「謗法」は仏法を「けなす」、「罵る」、「悪口」を言うの意である。或は、厳しく言っても、心に仏法の不信を生じる、という意味合いである。

『この変更「謗↓無」によって、謗法という言葉の外延はさらに大きく広げられ、その結果、無法とは無明、愚痴の別名である。（人間の現実に対し、より受容的である。）

一 第四問答の文…「かくの如きらの見^{けん}、若は心^{もし}に自^{みづから}解し、若は他に從いて其の心を受けて決定するを皆誹謗正法と名づく。」に就いての注意。

（ア）この文の意味は、人が何かを決める場合は、「心と縁と決定」という三つから問題にする。それはつぎの様に考えるからである。

- ① 自分でそう思う…心
- ② 他人の影響…縁
- ③ それらを総合して自らが決める…決定

（イ）それ故ものの軽重を論ずる時は第六問答で言う様に、「心（しん）に在（あ）り、縁（えん）に在り、決定（けつじよう）に在り、時節（くごん）の久近・多少には在（あ）らざる也（なり）。」という。

第五問答（…五逆罪と謗法の関係、謗法の罪最重）

■原文とその訓点文と書き下し文の対応

問（と）曰（い）ク、如（ごと）く是（これ）等（ら）ノ計（け）ハ但（ただ）是（これ）レ己（おのれ）ガ事（じ）ナリ。於（お）テ衆（しゆ）生（しやう）ニ有（あ）

テカニ何（なん）ノ苦惱（くなん）一（いつ）躪（こえたる）レ於（お）ニ五（ご）逆（ぎやく）ノ重（おも）罪（ざい）一（いつ）耶（や）。

答（こた）テ曰（い）ク、若（ごと）く无（な）クバ下（した）諸（しよ）佛（ぶつ）・菩（ぼ）薩（さつ）説（とく）テ世（せ）間（かん）・出（し）世（せ）間（かん）ノ善（ぜん）道（だう）

一（いつ）教（きやう）化（け）スルニ衆（しゆ）生（しやう）一（いつ）者（しや）上（じやう）、豈（いかで）知（し）ムレ有（あ）コトヲニ仁（に）・義（ぎ）・禮（れい）・智（ち）・信（しん）一（いつ）

耶（や）。如（ごと）く是（これ）レ世（せ）間（かん）ノ一（いつ）切（けつ）ノ善（ぜん）法（ぽう）皆（みな）斷（た）ジ、出（し）世（せ）間（かん）ノ一（いつ）切（けつ）賢（けん）聖（しやう）皆（みな）

滅（めつ）シナム。汝（なんぢ）但（ただ）知（し）リニ五（ご）逆（ぎやく）ノ罪（ざい）ノ爲（ため）ヲ一（いつ）レ重（おも）而（して）不（ず）レ知（し）ラ下（した）五（ご）逆（ぎやく）罪（ざい）ノ

從（より）レ无（な）キニ正（しやう）法（ぽう）一（いつ）生（しやう）ズルコトヲ上（じやう）。是（こ）ノ故（ゆゑ）ニ謗（ぼう）スルニ正（しやう）法（ぽう）一（いつ）人（にん）、其（その）ノ罪（ざい）最（も）

トモ重（おも）シ。（第五問答…謗法の罪最重）

（書き下し文）

問（と）うて曰（い）く、かくの如（ごと）きらの計（け）（計らい）はただこれ己（おのれ）が事（じ）（自己に於いて起こる事）なり。衆（しゆ）生（しやう）に於（お）て何（なん）の苦惱（くなん）あつてか五（ご）逆（ぎやく）の重（おも）罪（ざい）に躪（こえ）たるや。

答（こた）えて曰（い）く、若（ごと）し諸（しよ）佛（ぶつ）・菩（ぼ）薩（さつ）、世（せ）間（かん）・出（し）世（せ）間（かん）の善（ぜん）道（だう）を説（とく）いて衆（しゆ）生（しやう）を教（きやう）化する者（しや）无（な）くば、豈（いかで）に仁（に）・義（ぎ）・禮（れい）・智（ち）・信（しん）有（あ）ることを知らん耶（や）。是（こ）の如（ごと）

き、世（せ）間（かん）の一切（いけつ）の善（ぜん）法（ぽう）皆（みな）斷（た）ジ、出（し）世（せ）間（かん）の一切（いけつ）賢（けん）聖（しやう）皆（みな）滅（めつ）しなん。汝（なんぢ）但（ただ）五（ご）

逆（ぎやく）罪（ざい）の重（おも）爲（ため）を知（し）りて、五（ご）逆（ぎやく）罪（ざい）の正（しやう）法（ぽう）无（な）きより生（しやう）ずることを知らず。是（こ）の故（ゆゑ）に正（しやう）法（ぽう）を謗（ぼう）する人（にん）、其（その）ノ罪（ざい）最（も）重（おも）し。

■問題点

◎第五問答における森村の説…この問答は五逆罪と謗法の関係を明らかにしている。

一（いつ）從來（じやうらい）、第五問答は五逆十惡と謗法罪とがそれぞれ世間と出世間の罪として語られている。即ち、謗法罪が第一義諦に對する罪とし、五逆罪は「仁義礼智信」を破る倫理的な罪とせられている。即ち、この兩者を次元の異なる罪と捉えている。これを踏まえよう。

2 曇鸞がこの立場である事はこの第五問答の記述中に「若し諸佛・菩薩、世間・出世間の善道を説いて衆生を教化する者无くば、…」とある事からわかる。

◎五逆十惡と謗法罪との関係

「第五番問答では謗法罪と五逆罪とは因果関係にあると述べ、それを罪の軽重の内容と見る。従って、衆生を謗法の存在と見ることは人生の根底に五逆罪が生じる根源を抱えていると見る事になる。」

「第一〇番問答までと第五番問答では謗法と五逆の比較の意味が質的に異なる。前者では「五逆単罪は往生できるが謗法と五逆の二罪は往生できない」（第二）、「単罪と複罪のうち、その単罪が謗法である場合、絶対に往生を得ない」（第三）、「謗法は決定的に重い罪であるが、更にその現れ方は致命的である程に広い。」（第四）であるが、第五では、「五逆は謗法より生ず」と言っている。

第六番問答（繫業之輕重、在心、在縁。在決定）

■原文とその訓点文と書き下し文の対応

問テ曰ク、『業道經ニ』言、のたまわく「業道ハ如シレ稱ノ。はかり重おもき

者先牽ト。」如シニ『觀无量壽經ニ』（意）言「有テのたまふが

人造リニ五逆・十惡一具セランニ諸ノ不善ヲ。まさにニベン應下墮シテニ惡

道ニ逕歴シテニ多劫ヲ受ク无量ノ苦ヲ。臨ミテ命終ノ時ニ、遇

テ善知識ノ教ニ稱セムニ南无无量壽佛ト。如クレ是ノ至シテ心ヲ

令シ聲ヲシテ不ラレ絶ヘ、具足シテ二十念ヲ便テ得ニ往生スルコトヲニ

安樂淨土ニ、即チ入テ大乘正定之聚ニ、畢竟シテ不退セ。與

トニ三塗ノ諸ノ苦永ク隔テム。」ト。先ヅ牽ク之義、於テ理ニ如何

ソ。又曠劫ヨリ已來、備さに造ニ諸ノ行ヲ、有漏之法ハ繫屬

セリニ三界ニ。但以テ三十念念ジタテマツルニ阿彌陀佛ヲ便チ出ヅニ

三界ヲ。繫業之義復欲ニ云何。

（書き下し文）

問うて曰く、『業道經』に言わく。「業道は稱の如し。重者

まず牽く」と。『觀无量壽經』に言うがごとし。人あつて五

逆・十惡を造り、諸の不善を具せらん。惡道に墮して多劫を逕

歴して无量の苦を受くべし。命終の時に臨みて善知識の教に遇いて、南无无量壽佛と稱せん。かくの如く心を至して、聲をして絶えざらしめて、十念を具足して、すなわち安樂淨土に往生することを得。すなわち大乘正定の聚に入つて、畢竟じて退せず。三塗

の諸の苦と永く隔てん」と。まづ牽くの義、理においていかに

ぞ。又曠劫よりこのかた、備さに諸の行を造つて、有漏の法

（ものがら）は三界に繫屬せり。ただ十念、阿彌陀佛を念じたてま

つるを以て、すなわち三界を出ず。繫業の義またいかに欲わん

や。

答^テ曰^ク、汝^{なんじ}謂^い。五逆・十惡ノ繫業等^ヲ爲^シレ重^ト、以^テ下下

品ノ人ノ十念^ヲ一爲^{シテ}輕^ト、應^{べく}下爲^ニ罪ノ所^レ牽先^ズ墮^{シテ}二地

獄^ニ繫在^ス中三界^ニ上者^ハ、今當^ニ下^レ以^テ義^ヲ校量^ス中輕重之

義^ヲ。在^リ心^ニ、在^リ縁^ニ、在^リ決定^ニ、不^レ在^ラ二時節ノ

久近・多少^ニ一也^{ナリ}。云何^ニ在^ル心^ニ。彼ノ造罪ノ人ハ自依止^シ

虚妄顛倒ノ見^ニ生^ズ。此ノ十念者依^テ善知識、方便安慰^{シテ}

聞^クニ實相ノ法^ヲ一^ニ生^ズ。一ハ實^{ナリ}一ハ虚^{ナリ}。豈得^ムヤ相比^{ブル}コト

ヲ。譬^バ如^シニ千歲ノ閻室^ニ光若^シ暫^至バ即便明朗^{ナル}ガ一。

閻^{ヤミ}、豈^ニ得^ムレ言^フコト^ニ在^ル室^ニ千歲^ニ而^レ不^レ去^ラ耶^ヤ。是^を

名^クニ在心^ト一。云何^ニ在^ル縁^ニ。彼ノ造罪ノ人ハ自依止^シ二妄想

ノ心^ニ一、依^テ煩惱虚妄ノ果報ノ衆生^ニ生^ズ。此ノ十念ハ者依止^シ

二无上ノ信心^ニ一、依^テ阿彌陀如來ノ方便莊嚴、眞實清淨、

无量ノ功德ノ名號^ニ生^ズ。譬^バ如^シ下有^テ人^ハ被^テ毒^ノ箭^ヲ

一、所^レ中截^リ筋^ヲ破^ルニ骨^ヲ、聞^ケバ滅除藥^ノ鼓^ヲ一、即

箭出毒除^ガ上。一『首楞嚴經』（卷上意）言、譬^バ

如^シ下有^リ藥、名^テ曰^フ二滅除^ト一、若^シ鬪戰ノ時^ニ用^{イテ}塗^ルラ

鼓^ニ、聞^ケニ鼓ノ聲^ヲ一者箭出毒除^ルガ上。菩薩摩訶薩亦復如^レ

是。住^ニ首楞嚴三昧^ニ聞^ケニ其名^一者、三毒之箭自然^ニ拔出^ス

ト。一（譬^バ如^シ下有^リ藥、名^テ曰^フ二滅除^ト一、若^シ鬪戰ノ時^ニ用^{イテ}塗^ルラ、聞^ケニ鼓ノ聲^ヲ一者箭出毒除^ルガ上。菩薩摩訶薩亦復如^レ是。住^ニ首楞嚴三昧^ニ聞^ケニ其名^一者、三毒之箭自然^ニ拔出^ス。）豈

可^{ケン}レ得^レ言^フコト^ニ下彼ノ箭深^ク毒厲^{シテ}、聞^クトモ二鼓ノ音聲^ヲ一

不^レ能^ニ拔^キレ箭^ヲ去^{コト}上^レ毒^ヲ耶^ヤ。是^ヲ名^クニ在縁^ト一。云何^ニ在

決定^ニ一。彼ノ造罪ノ人ハ依止^{シテ}二有後心・有間心^ニ生^ズ一。

此ノ十念者依止^{シテ}二无後心・无間心^ニ生^ズ一。是^ヲ名^ク決定^ト一。

校量^{シテ}ニ三ノ義^ヲ一、十念者重^シ。重^キ者先^ヅ牽^{キテ}能^ク出^ツニ三

有^一。兩經一義^{ナル}耳^ト。（以上第六問答）

（書き下し文）
答えて曰く、汝いう。五逆・十惡の繫業等を重となし、下下品の

の十念を以て輕となして、罪の爲に牽れて、先ず地獄に墮して三界

に繫在すべくば、今まさに義を以て輕重の義を校量すべし。心に

在り、縁に在り、決定に在り、時節の久近・多少には在らざる也。

いかに心（しん）に在る。彼の造罪の人は自（みづか）虚妄顛倒の見到依止して生ず。この十念は善知識、方便安慰して實相の法を聞くに依つて生ず。

一は實（じつ）なり、一は虚（こ）なり。あに相（あい）比（ひ）ぶることを得んや。譬（たと）え千歳の

闇室に光もししばらく至（いた）らば、すなわち明（み）朗（ろう）なるがごとし。闇（やみ）、あ

に室（しつ）に在ること千歳にして「去（さ）らじ」ということを得ん耶（や）。これを在

心と名づく。いかに縁に在る。彼の造罪の人みずから妄想（もうそう）の心に

依止（えじ）、煩惱虚妄（ぼんのうこもう）の果報の衆生に依て生ず。この十念は無上の信心に

依止（えじ）、阿彌陀如來の方便莊嚴、眞實清淨、無量の功德の名號に依つ

て生ず。譬（たと）え人有（た）つて、毒（どく）の箭（や）を被（う）け、中（あた）る所（ところ）筋（き）を截（き）り、

骨（こつ）を破（やぶ）るに、滅除（めつじよ）の藥（やく）の鼓（こ）を聞（き）けば、すなわち箭（や）出（で）で毒除（どくぞ）こる如（ごと）し。

（『首楞嚴經』（卷上意）に言（たま）はく、「譬（たと）え藥（やく）有（あ）り、名（な）づけて滅除（めつじよ）

と曰（い）ふ、もし鬪戰（とうせん）の時（とき）もちいて鼓（こ）に塗（ぬ）るを、鼓（こ）の聲（こゑ）を聞（き）けば、箭（や）出（で）

で毒除（どくぞ）こるが如（ごと）し。菩薩摩訶薩（ぼさつまかさつ）またまたかくの如（ごと）し。首楞嚴（しゅりやうこんぜんまい）三昧（さんまい）に

住し、その名を聞けば、三毒の箭自然に抜け出すと。」（あに彼の箭

深く毒（どく）屬（ぞく）して、鼓（こ）の音（おん）聲（こゑ）を聞（き）くとも、箭（や）を抜（ひ）き毒（どく）を去（はら）ふこと能（よ）

じと言（い）ふことを得（え）べけんや。これを在（ざい）縁（えん）と名（な）づく。いかに決定（けつじ）に在

る。かの造罪の人は有後心・有間心に依止して生ず。この十念は無後（むご）

心・无間心に依止して生ず。これを決定と名づく。三の義を校（きやう）量（りやう）す

るに、十念は重し。重きものまず牽（ひ）きて能（よ）く三有（さんう）を出（で）す。兩經（りやうけい）は一義

なる耳（みみ）と。（以上第六問答）

■問題点（森村）

◎キーワードは「今当以義較量輕重之義」（いままさに、義をもつて輕重の義を較量すべし）

～問答の「問い」のポイントは造罪と十念念仏を一人の人間の作意の次元でとらえるところにある。これは清淨業の働きによる十念仏と汚染業としての人間の作意の念仏を同一次元のものとなるということである。

第七番問答（十念功德）

■原文とその訓点文と書き下し文の対応

問曰、幾（いくばく）の時（とき）名（な）爲（な）す二（に）念（ねん）ト。

答曰、百一ノ生滅ヲ名ク一刹那ト。六十ノ刹那ヲ名テ爲スニ
一念ト。此ノ中ニ云フレ念者不_レ取_二此ノ時節_一也。但

言 憶念シテ阿彌陀佛ノ若ハ總相若ハ別相ヲ、隨テ所觀ノ縁
ニ、心ニ无クシテ他想ニ十念相續スルヲ名テ爲スニ十念ト。但稱スル
モ名號ヲ一亦復如シ是ノ。 (第七問答…十念功德)

問うて曰く、幾ばくの時をか名づけて一念とするや。

答えて曰く、百一の生滅を一刹那と名づく。六十の刹那を名づけ

て一念となす。この中に念というのはこの時節を取らざる也。ただ

言 は、阿彌陀佛のもしは總相、もしは別相を憶念して、所觀の縁
に隨いて心に他想无くして十念相續するを名づけて十念と為す。但名
號を稱するも亦復是の如し。 (第七問答…十念功德)

◎他力淨業の念仏と人間の作意での念仏は次元的な相違がある。

第八問答

■原文とその訓点文と書き下し文の対応

①

問曰、心若シ他縁セバ、攝テ之ヲ令テ還ラ可シレ知ンヌニ念

之多小ヲ。但知トモニ多少ヲ一復非ズニ无間ニハ。若シ凝心注想

セバ、復依テカレ何ニ可キヤレ得レ記スルコトヲニ念之多少ヲ。

答曰、『經』ニ (觀經) 言 「十念」ハ者、明スニ

業事成辦_一耳ト。不_レ必_レ須_レ知_{コトヲ}ニ頭數_一也。如

言 蟪蛄不_レ識春秋ヲ、伊ノ蟲豈知ラム朱陽之節ヲ一乎ト。知

ル者言_フレ之ヲ耳ト。十念ノ業成ストイウハ者、是亦通スル_レ神ニ

者言_フレ之ヲ耳ト。但積_ミ念ヲ相續シテ不バ_レ縁ゼニ他事_一便

罷。復何_ソ假ニ須_レ知_{ルコトヲ}ニ念之頭數_一也。若シ必ズ須_クレ

クバ知_ル亦有_リニ方便_一。必ズ須_{ベシ}ニ口授_一。不_レ得_レ題_{スルコトヲ}ニ

之ヲ筆點_一。 (第八問答)

問うて曰く、心もし他縁せば、これを攝して還らしめて念の
多小を知らぬ可し。ただ多少を知るともまた无間には非ず。もし

凝心注想せば、復何に依てか念の多少を記することを得可きや。

答えて曰く、『經』（觀經）に言わく。「十念」は、

業事成辦を明す耳と。必しも頭數を知ること須いざれ

（ざる也）。蟪蛄春秋を識らず、伊の蟲めに朱陽の節を知ら

んやと言ふが如し。知る者これを言ふ耳と。十念の業成ずと

いうは、これまた神に通ずる者の、これを言ふ耳と。念を積み相

續他事を縁ぜざればすなわち罷みぬ。またなんぞ假に念の頭數を

知ることを須いん也。もし必ず須らく知るべくば亦方便有り。

必ず口授すべし。之を筆點に題することを得ざれと。

無量壽經優婆提舍願生偈註 卷上 4/23

八番問答雑感

——回向と回心——

九州班④ 堤 直尋

九州班の4番目の発表です。担当範囲は「八番問答」の全体となります。九州班での分担の結果、「八番問答」に関する自由テーマで発表させて頂くことになっています。と言っても十分にまとまらず「雑感」にはなりますが、現在頂いているところを少しばかりお話しさせていただきます。

第一問答

曇鸞大師は、天親菩薩の「普共諸衆生 往生安楽国」の御言葉から、そこでの「衆生」とはどのような衆生かという問いを出され『大経』本願成就文と『観経』下品下生の文をもってこれに答えられる。

・『大経』第十七・十八願成就の文

「十方恒河沙諸仏如来、皆共に称嘆無量寿仏威神功德不可思議。諸有衆生、聞其名号、信心歡喜、乃至一念、至心回向、願生彼国、即得往生、住不退転。唯除五逆誹謗正法。」

→「案此而言、一切外道凡夫人、皆得往生」

・『観経』下品下生の文

「……如此愚人、臨命終時、遇善知識種種安慰為説妙法教令念仏。……善友告言。汝若不能念者応称無量寿仏。如是至心令声不絶、具足十念称南無無量寿仏_ト。称仏名故、於念念中除八十億劫生死之罪。……於蓮華中、満十二大劫、蓮華方開（当以此償五逆罪也）。観世音大勢至、以大悲音声、為其広説、諸法実相、除滅罪法。」

→「以此経証、明知。下品凡夫、但令不誹謗正法、信仏因縁皆得往生」

◆往生の機が明かされる

「願生偈」に説かれる浄土の機とは、聖者ではなく「諸有衆生」であり「下品凡夫」、つまり五逆十惡等不善業を具せる「如此愚人」。

◆「但令不誹謗正法、信仏因縁皆得往生」が八番問答を貫く

『観経』では、五逆の罪人が命終の時に「善知識、教えて念仏せしむる」に遇うことが説かれるが、その念仏は「口称念仏」である（夜晃先生「南無阿弥陀仏をではいけない、南無阿弥陀仏とでなければ」）。

そして、この『観経』の教説を証される文が、「但令不誹謗正法、信仏因縁皆得往生」。つまり、「善知識」を通して働く「口称念仏」がまさしく往生の業であるということが、「信仏因縁」によって決せられている。ただし、「誹謗正法」は重く除かれる。

この「不誹謗正法」と「信仏因縁」が八番問答の全体を貫いている。

第二問答

問：『大經』では、五逆と謗法の者は唯除され、ほかは皆往生を得ると示される。『觀經』では、五逆の者は往生を得ると説かれる。この両經の相違をどのように領解すべきか。

答：五逆と謗法を重ねると往生を得ず。（大經）【複罪不生】

五逆のみは往生を得る。（觀經）【單罪得生】「正法を誹謗せざるを以ての故に、是の故に生を得しむ」。

第三問答

問：『觀經』では、五逆のみ（單罪）なら往生を得るとされる。ならば、謗法のみ（同じく單罪）なら往生を得るのかどうか。

答：謗法は往生を得ない。

1) 謗法は、五逆と比較して極めて重罪であるから。『大品般若經』（龍樹『大智度論』）

2) 謗法は、願生心が無いから（真実の願生心にならないから）。

「此れ愚痴の人、既に誹謗を生ず。安くんぞ仏土に生ぜんと願ずるの理有らんや。仮使(たとえ)、但、彼の土の安樂〔に生まるる〕を貪して、生を願ぜば、亦、水に非ざるの氷、煙無きの火を求めんが如し。豈に理を得ること有らんや。」

◆「為樂願生」の否定——豈有得理——

たとえ、ただ彼の国土が安樂なところだから生まれたいと貪って往生を願っても、往生を得られる道理は無い。人間的な樂を求める心の延長線上に仏道を求めても、それが仏道になることは決してないのだと。以下は感想です。二つの文が思い起されます。

・「凡夫道は、究竟して涅槃に至ること能わず。常に生死に往来す。是れを凡夫道と名づく」（龍樹菩薩『十住毘婆沙論』『入初地品』）

・「あなたは道がほしかったのではない、樂がほしかったのだ。

あなたは正法に生きようとしたのではない、樂に生きようとしたのだ。

善知識を求めたのではない、あなたは安価な慰安者としての人を求めたのだ。」（讚嘆の詩、取意）。

◆謗法が「願生心」の問題として示されることの意味は何か？

(I)「下卷」の「善巧攝化章」

「若し人、無上菩提心を発せずして、但、彼の国土の受樂無間を聞きて、樂の為の故に生まれんと願ぜん。亦当に往生を得ざるべきなり。是の故に言うところは、「自身住持の樂を求めず。一切衆生の苦を抜かんと欲うが故に」（論）と。「住持樂」は、謂わく、彼の安樂淨土は、阿弥陀如来の本願力の為に住持せられて、受樂、間無きなり。凡そ回向の名義を釈せば、謂わく、己が所集の一切の功德を以て、一切衆生に施与したまいて、共に仏道に向かえしめたまうなり」（『真聖全』339-40頁）。

〈検討〉

- ・ここには、第三問答と同様、願生心（無上菩提心）が無いならば往生を得ないことが示されている（「為樂願生」の否定）。
 - ・ところが、ここで「樂」の主体が転換しているようである。「衆生貪欲」の樂が否定され、「如来本願力の住持」による樂が示される（仏道の正因が明かされる）。
 - ・このように見ると、第三問答は、「不虛作住持功德成就」「回向」の問題が「八番問答」の底を流れていることを暗に示しているのではないか。
- 「誹謗正法」と「回向」の関係をさらに尋ねなければならない。

(2)夜晃先生『往生論註恩徳記』

- ・「誹謗は単罪だから往生を得じとされるのも」これあくまで信心為本の宗要を顯さんが為である」。
- ・「以上、初めは誹謗法の重罪たることを示し、後は不信不願の故に不生と顯す。後義を正意とする。何となれば、不信不願もひとたび回心懺悔して念仏すれば、下巻口業功德の釈に聞名によって誹謗法の者も皆解脱を得ると説く。(…) 往生の得否は罪の輕重にあらずして、遂に信か謗かの一点にかけられて來たのである」。

(3)普賢保之（1992）「親鸞における八番問答の受容」『印度學佛教研究』41 卷1 号

曇鸞は、誹謗法罪をどのように規定しているだろうか。第三問答で「此れ愚痴の人、既に誹謗を生ず」（今現に誹謗法を犯している）とされることに着目して、次のように言われる。

- ・誹謗法罪は、過去に遡る概念ではなく、今の一点を問題にする概念である（対する五逆罪は經驗的）。
- ・誹謗法罪は、回心と対立する概念であり、逆に言えば、回心すれば往生を得る。

→第三問答において曇鸞大師が「誹謗法」を「願生心」の問題として示される意図は何なのか？

それは、救いの萌しすらない、全く救われ難い誹謗法をこそ機として、「如来回向」の願生心が「回心懺悔」と衆生の上に成就することによって、衆生をして往生せしむるのである。そのことを明らかにすることが曇鸞大師の真意であろう。

第三問答の当相からは、「誹謗法は往生を得じ」としか読めない。しかし「誹謗法」と「願生心」の問題を接続させているところに、曇鸞大師の真意が垣間見えるように思う。

第四問答

問：誹謗法罪の相とはどのようなものか。

答：「無仏・無佛法、無菩薩・無菩薩法」——誹謗法の罪相（「出世の人法、撥無する」、『恩徳記』）
「如是等見」——誹謗法の体（「即ち一切の撥無を邪見に攝する」、同）

◆邪見について

誹謗法の体は邪見である、という夜晃先生のご領解をうけて、『涅槃經』の文を思い起した。

「一切惡行は邪見なり。一切惡行の因、無量なりと雖も、若し邪見を説けば則ち已に攝尽しぬ」（聖

人、「化身土巻」真門釈に引文）

第五問答

問：謗法は、「衆生に於て、何の苦悩有りてか、五逆の重罪に踰えたるや」。

答：五逆罪は謗法より生じる。

◆謗法を根底に抱えた五逆

ここまで、五逆と謗法はそれぞれ別個の罪として、二つの罪の重さが比べられていた（謗法が重い）。しかし第五問答において、二つの罪の関係が転回する。「五逆罪は謗法より生じる」という関係に転回する。

・森村森風（2020）「〈八番問答〉の重層的な論理」『同朋大学論叢』97号

「第六問答から謗法に触れずに、ひたすら五逆の救済を説いていくのであるが、その五逆は文字面では今までと同じであるが、内実が異なる。この五逆は、謗法と優劣を比べる五逆ではなく、謗法と裏腹になるものである」（57頁）。→謗法を根底に抱えた五逆

第六問答

問：1)「重き者先ず牽く」（先牽之義）……五逆と十念では、五逆の方が、業が重いのではないか。

2)「三界に繋せり」（繋業之義）……十念による往生は、業道自然の道理に矛盾しないのか。

答：軽重は三在の義による。時節の久近多少にはよらない。この義に照らせば、十念の方が重い。

在心—————彼造罪人、自依止虚妄顛倒見生。

（千歳闇室の譬） 此十念者、依善知識方便安慰聞実相法生。

在縁—————彼造罪人、自依止妄想心、依煩惱虚妄果報衆生生。

（滅除業の譬） 此十念者、依止無上信心、依阿弥陀如来方便莊嚴真実清浄無量功德名号生。

在決定—————彼造罪人、依止有後心・有間心生。

此十念者、依止無後心・無間心生。

◆在心について、感想

(1)善知識を通して名号（実相法）が聞こえることを信心（在心）という。

・「親鸞におきては、ただ念仏して弥陀にたすけられまいらすべしと、よきひとのおおせをかぶりて信ずるほかに別の子細なきなり」（歎異抄）。善知識まで返して、信心を語る（安田理深師）。

(2)千歳閻室の譬喩について

「譬えば千歳の閻室に、光若し暫く至れば、即便ち明朗なるが如し。閻、豈に室に在ること千歳にして去らじと言うことを得んや。是れを「在心」と名づく」。

- ・「如来の本願を信じて一念するに、かならず、もとめざるに無上の功德をえしめ、しらざるに広大の利益をうるなり。(…)法則というは、はじめて行者のはからいにあらず」(一念多念文意)。
- ・「観仏本願力 遇無空過者 能令速満足 功德大宝海 (…)この功德をよく信ずるひとのころのうちに、すみやかに、とくみちたりぬとしらしめんとなり。しかれば、金剛心のひとは、しらず、もとめざるに、功德の大宝、そのみにみちみつがゆえに……」(一念多念文意)。

→「虚妄顛倒の見」を体とするわれら衆生においては、聞信の一念は「しらざる」「もとめざる」ものであり、「はじめて行者のはからいにあらず」と言われる。しかし、ひとたび聞信の一念成就すれば、「かならず」「すみやかに、とくみちたりぬ」と。この『一念多念文意』の文は、今の譬喩と同じことを言われてあるように思う。

第七・八問答

問：一念とはどれくらいの時間か。

答：今の「念」とは時節ではない。

- 1)「但、言うところは、(…)所観の縁に随って心に他想無くして、十念相続する」
- 2)「但、名号を称すも、亦復た是の如し」

問：十念というが、どのようにすれば念の数を知ることができるか。

答：十念というのは、数の概念ではなく「業事成弁」を表すものである。十念の業成とは、釈迦如来のよく知るところであり、凡夫において十念の頭数が知られる必要はない（蟪蛄春秋を識らず）。

◆業事成弁について一業の成就ということー

(1)夜晃先生『往生論註恩徳記』

- ・「[第七問答の]「但称名号」とは、即ち「唯信称名」である」。
- ・「『一多証文』に云く、「浄土真宗のならひには念仏往生と申すなり。またく一念往生、多念往生と申すことなし」とあり。今の「十念」も施設の数にして満数、無数の数である。無数の数とはこれ本願の名号である」。
- ・「今の「具足十念」は業事成弁を示されたもの。即ちこれは『唯信抄文意』の「これは口称を本願と誓いたまへるをあらわさんとなり」の意である。(…)念仏往生の業事成弁するは、衆生口業の功に非ずして法体自爾の徳義である。衆生これを聞信するのみ」。

(ただし『唯信抄文意』の「口称を本願と…」は妙安寺蔵成然書写本に依る。専修寺蔵真蹟では「称名を本願と…」とある。)

→如来は、業に生き迷い苦しむ衆生の上に、業となって働く。それも最も重く強い業となって、衆生を

牽引し往生せしむる（本願名号正定業）。

→その時に、より具体的には口業を通して働く（口称念仏）。口業が三業全体を貫いているということか。「下巻」において「誹謗正法」の往生が示されるのが「莊嚴口業功德成就」であることもあわせて尋ねていきたい。

まとめ

1. 「但令不誹謗正法、信仏因縁皆得往生」——回向と回心——

「八番問答」における曇鸞大師は、やはり「謗法は往生を得じ」というところに力点を置かれているように思う。ところがその謗法の存在であることの回心懺悔によって、「信仏因縁」をもって皆悉く往生せしむる。それをなさしめる力用を、大師は「不虛作住持功德成就」（「阿弥陀如来の本願力」）に見ておられるのだらうと思うが、その辺り、まだよく分からない。聖人においては「如来二種回向」となる。

回向ということは、具体的には回心懺悔となって、衆生の上に働くのではないだろうか。そして指摘された如く、曇鸞にとっての「謗法」が「過去に遡る概念ではなく、今の一点を問題にする」ものであるとするならば、「謗法であること」の回心懺悔とは、過去の経験として固執できるようなものではなく、常に新たに、今、今に働くものなのだということになる。

衆生の上に謗法の回心懺悔という機が熟する時を待って、時機の熟するを得るその時々、常に新たに成就し続けていくのが如来回向であり、南無阿弥陀仏の名号ではないか。

回向と回心、信仏と謗法。こうしたことを問いとしつつ、引き続き『論註』にいただいてゆきたい。

2. 論註にいただくということ

『論註』をいただき、色んな方の領解に目を通して、自分なりに考えたり言葉にしてみたりするのだが、つくづく思われるのは、曇鸞が天親菩薩の「普共諸衆生」をスルーせず「その衆生とは誰のことか」という問いを発されたことの重大さである。この御方はまさしく「浄土論中の人」であった（安田先生の表現）。浄土論の中に自己を見出し、自己の身をもって浄土の機を明らかになさった。いかに私自身が論註を“解釈”しようとしているかが、ここで暴かれる。解釈はどこまでもいっても何にも実らずに解釈で終わる。

「八番問答」の中に自己を見出し、『論註』の中に自己を発見する。曇鸞大師に「汝、御聖教の中の人となれ」と呼ばれている気がする。『論註』の中に自らをいただく。私自身にとっては、衆生にとっては、ここが最も要(かなめ)ではないかと思うことである。